

○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 整理表

	特定教育・保育施設	特定地域型保育事業者	備考
趣旨		第1条	
定義		第2条	
一般原則		第3条	
利用定員	第4条	第37条	
内容及び手続の説明および同意	第5条 【従うべきは第1項】	第38条 【従うべきは第1項】	
正当な理由のない提供拒否の禁止	第6条 【従うべきは第5項を除く】	第39条 【従うべきは第4項を除く】	
あっせん、調整及び要請に対する協力	第7条	第40条	
受給資格等の確認	第8条	(準用)	
支給認定の申請に係る援助	第9条	(準用)	
心身の状況等の把握	第10条	第41条	
連携	第11条	第42条 【従うべきは第1項から第3項】	
教育・保育の提供の記録	第12条		
利用者負担額等の受領	第13条	第43条	
施設型給付費等の額に係る通知等	第14条		
取扱方針	第15条 (特定教育・保育)	第44条 (特定地域型保育)	
評価等	第16条 (特定教育・保育)	第45条 (特定地域型保育)	
相談及び援助	第17条	(準用)	
緊急時等の対応	第18条	(準用)	
支給認定保護者に関する市町村への通知	第19条	(準用)	
運営規程	第20条	第46条	
勤務体制の確保等	第21条	第47条	
定員の遵守	第22条	第48条	
掲示	第23条	(準用)	
支給認定子どもを平等に取り扱う原則	第24条	(準用)	
虐待等の禁止	第25条	(準用)	
懲戒に係る職権の乱用禁止	第26条	(準用)	
秘密保持等	第27条	(準用)	
情報の提供等	第28条	(準用)	
利益供与の禁止	第29条	(準用)	
苦情解決	第30条	(準用)	
地域との連携等	第31条	(準用)	
事故発生の防止及び発生時の対応	第32条	(準用)	
会計の区分	第33条	(準用)	
記録の整備	第34条	第49条	
保育の基準	第35条 (特別利用)	第51条 (特別利用地域型保育)	
教育の基準	第36条 (特別利用)	第52条 (特別利用地域型教育)	
準用		第50条	

注 従うべき基準を網掛けで表示している。

- 国が示した基準では、基準の範囲内で地域の実情に応じた内容で定める「従うべき基準」と、十分に参酌し地域の実情の応じた内容で定める「参酌すべき基準」に区分されています。
- 江別市では、この基準が子育て支援施策に係る重要な条例となることから、国が示した基準のほか、平成26年4月1日に施行された江別市暴力団排除条例の趣旨にかんがみ、暴力団の排除に関する規定を盛り込むこととしています。